

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年3月30日(水) 11:00~12:00(1時間)

(開催場所)

稚内地方合同庁舎 3階 共用第1~3会議室

(出席者)

当局側(稚内開発建設部)

坂田 尚樹(稚内開発建設部次長)、小田 正則(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合稚内支部)

斉藤 欽也(副執行委員長)、高橋 正志(書記長)、

小田 則幸(執行委員)、清野 明雄(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部における職員の健康管理について

(要求趣旨に対する回答)

○ 当局側から

- ・ ノー残業デーの徹底について、「定時退庁日」においては、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合を除き、職員には、原則として勤務時間終了後速やかに退庁するよう、また、管理者には、退庁しやすい職場の雰囲気作りや、定時退庁日に定時退庁できなかった場合における他の日での定時退庁について指導しており、引き続きこれらの取組を徹底し、定時退庁の促進に努めたい。
- ・ 連続した超過勤務、深夜に及ぶ超過勤務の解消について、週休日・休日に勤務を行うことが避けられない場合においても、極力、振替及び代休制度を活用するよう指導しており、また、職員の勤務状況及び健康状態の把握等、健康管理の徹底について管理者を指導したい。
- ・ 今年度第3四半期に実施した超過勤務縮減方策の取組状況に係る点検を通じて、「超過勤務縮減対策要領」の認識を深める契機となったことから、次年度においても当点検を実施し、管理者の指導に努めたい。
- ・ OA機器の作業環境の改善については、厳しい予算事情の下、予算の範囲内で措置できるものについては、これまでも整備を図ってきており、今後も予算等を勘案しつつ適切な作業環境の維持に努めたい。
- ・ 公務上等災害防止のための職場環境の改善・健康管理の徹底については、今後とも、職場点検や職員に対する安全意識の高揚、安全教育の実施などの取組に一層努めていく考えであり、管理者に対しても、職員の勤務状況について十分に注意を払い、健康管理に努めるよう、引き続き指導の徹底を図っていく。
- ・ メンタルヘルス対策の推進については、当部においても、心の不調を原因として療養した職員がおり、職員の健康安全に関する重要な問題であると認識している。各管理者には、職員の勤務状況及び健康状態の把握、カウンセリング制度の活用等に努めるよう引き続き指導し、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上を図るとともに、心の不調を原因とした疾病の防止に努めたい。
- ・ VDT作業従事者に対する健康・安全の確保については、引き続き、VDT作業管

理指針の徹底に努め、VDT作業による健康面への配慮及び職員の健康安全の確保に努力したい。

(交渉概要)

【議題1：当部における超過勤務の縮減について】

○ 職員団体側から

- ・ 現行の「超過勤務縮減対策要領」の各方策の取組状況について、各方策の実効性が上がっているとは思えない。実効性が上がらないのは、各方策の内容や現在の業務推進体制に無理があると考えている。業務推進体制の確立に向けて努力するなど、抜本的見直しが必要ではないか。超過勤務の縮減については、当局の責務において取り組むべきであり、現状における取組は不十分であるため、引き続き努力すべき。
- ・ 新たな業務が発生する場合、担当レベルで決定・処理される事例が見受けられ、責任の所在も不明確であり、職場内での話し合いも行われていない。職場内には様々な問題があるが、小さな問題が積み重なることにより、超過勤務として職員の負担となっているのが現状である。超過勤務の縮減に向けた検討が重要であり、そのためには課所段階における的確な職場状況の把握に加え、交渉を含め職場内で話し合いながら取組を推進することが必要と考える。
- ・ 職員の業務量は明らかに増加しており、既存業務の簡素効率化等により負担軽減が図られているとの実感はない。このような状況で、本当に超過勤務が縮減できているのか。超過勤務の縮減については、職員団体としても当局と同じ方向性で進めたいと考えており、統一要求の項目に関わらず、超過勤務の状況を踏まえ、今後とも必要に応じて話し合うよう求める。

○ 当局側から

- ・ 「超過勤務縮減対策要領」の各方策の中には、必ずしも十分な取組となっていない縮減方策があるが、着実に超過勤務を縮減するため、部全体でフォローするなど、引き続き実効が上がるよう取り組んでいきたい。
- ・ 新たな業務や業務上の問題が発生又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ関係課(室)間で調整を図り、効率的な事務処理方法及び体制を整備し、担当職員に過度の負担が掛からないよう努めている。
- ・ 職員の超過勤務の縮減については、当部の重要課題として引き続き、職場全体の理解を一つにして種々の取組の推進・徹底に努めるとともに、新たな負担軽減策を不断に検討していきたい。なお、職員団体との対応に当たっては、「新たな交渉の枠組みの考え方」に基づき適切に対応したい。

【議題2：当部における職員の健康安全管理について】

○ 職員団体側から

- ・ VDT作業管理指針は、職員に浸透しているのか。
- ・ 課所長は、職員がVDT作業管理指針を超えるVDT作業を行ったとしても、作業を中止させることができる職場状況ではない。職場の実態を把握し、対応策を講じているのか。また、VDT作業環境の整備状況についても、調査方法が不十分であると言わざるを得ないが、調査結果を公表するとともに、その結果を実効ある取組とするため十分活用すべき。

- ・ 職員の健康・安全管理のために、やるべきことはもっとあるはずなので、当局としてしっかり対応してもらいたい。職員の健康・安全管理については、基本的な考え方は労使一致していると思うが、職場からの意見にはしっかりと耳を傾け、職員が最大限健康で安全に働ける職場を目指して、今後とも努力すべき。

○ 当局側から

- ・ VDT作業管理指針については、ノーツ掲示板に掲載するほか、課所長会議の場において定期的に課所長への周知徹底を図っている。
- ・ 各課所長は、VDT作業時間集計システムにより所属職員の作業状況を把握しており、作業時間に十分留意し適切な指導に努めるとともに、職員の健康にも留意するよう指導している。
- ・ 職員の健康・安全管理については、職場内ミーティング等において議題として取り上げるなど、引き続き、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っていきたい。

※文責は稚内開発建設部当局（今後修正があり得る）